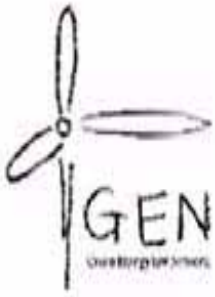


GREEN ENERGY NEWS vol.33



<<今月のトピックス>>

- ◎ [メインピック] 虚構と現実 ～小説になった新エネ RPS 法 (GEN 代表 飯田哲也)
- ◎ [サブピック] 新エネ利用特措法見直しにあたって (GEN 副代表 大林ミカ)
- ◎ [サブピック] 「市民共同発電所全国フォーラム 2006in かながわ」開催に向けて (おおさか市民ネットワーク 藤永のぶよ)
- ◎ [GEN 活動報告] 第3回新エネ特措法改正検討委員会の報告 (GEN インターン 松尾寿裕)
- ◎ [報告] 第14回新エネ部会の報告 (GEN インターン 倉田雅人)
- ◎ [お知らせ] - 第4回新エネ利用特措法改正検討委員会
- 「大都市での自然エネルギー利用を東京から考える」シンポジウム

[メインピック]

虚構と現実～小説になった新エネRPS法

飯田 哲也 (GEN 代表)

今月、朝日新聞社から痛快な小説が発行される。真山仁「マグマ～小説国際エネルギー戦争」がそれだ。地熱に限定しているものの、自然エネルギーが一気に日本のエネルギー政策の主流に躍り出るまでの政治とエネルギー業界と人間のドラマが、けっして荒唐無稽ではなく描かれているところが、なかなか読ませる仕上がりとなっている。

● 虚構 (小説マグマ) の見どころ

みなさんには、ぜひ一読していただきたいが、ざっとあらすじを紹介しよう。外資系ファンドの美貌のトップキャリアが主役となって、大分に本社のある地熱発電会社を再生させる話なのだが、その背景として、日本が欧米諸国から脱原発を迫られ、これに対応するために、地熱発電が日本のエネルギー供給の主役に躍り出るという、大きな構図が描かれる。こう書く現実離れしているように見えるが、国や電力会社が強引に推し進めている六ヶ所再処理工場は、イランの核に対する国際社会の圧力を考えれば、いつ差し止められても不思議ではない。また、地熱に限らずに、風力や太陽光、バイオマスを含めれば、自然エネルギーが日本のエネルギー供給の主役になることも、じつは現実的だ。

われわれにとっての見どころは、地熱開発が日本で進まなかった原因の一端 (電力会社、環境省と国立公園、そして温泉地の反対) を知ることができる上に、新エネ RPS 法の目標値が小さい問題点が、こうした小説の中でも指摘されていることだろう。また、明らかに故高木仁三郎氏をモデルとした登場人物や、自民党の政治家、経産省や電力会社のトップなど、エネルギー業界の関係者の顔を重ねながら読めるところも面白い。

● EU の自然エネルギー政策レビュー

一方、現実の世界では、欧州委員会が自然エネルギー政策に関するレビューをとりまとめ、昨年 12 月に公表

している。レビューの目的は、(1)自然エネルギーの支援策の評価、(2)手続き面での障害と系統問題、そして発電源証明の履行状況、(3)各国間の調整と各国の支援スキームの最適化の3点で、2001 年の自然エネルギー電力指令の採択時に予定していたものだ。レビューの結果は、総じて固定価格制が有利なのだが (固定枠=RPS 制度よりも、少ない補助レベルで、よりコストが低い)、結論としては、当面の欧州域内での統一は時期尚早として見送っている。それに代えて、各国間の協力 (固定価格制度のドイツ、スペイン、フランスの協力や RPS の英国、スウェーデン等の協力) を促しつつ、各国に共通する手続き面での障害や系統問題への対応を進めていくとしている。

特に系統の問題では、(1)コスト負担の原則が完全に透明かつ公正であること、(2)自然エネルギーの拡大に沿った送電系統の増強、(3)系統増強費用は系統所有者による負担、(4)系統利用費用は、分散型電源のメリットを考慮しつつ、公正かつ透明であること、という4点を提言している。当然ながら、蓄電池や解列などという愚策は見あたらない。

● ドイツの勢い

ところで、ドイツ政府もこの1月に新しいスタディを出した。2020 年で政府目標の 20% (電力供給) を超え、25%を供給可能であり、しかも1世帯あたり2.8ユーロ (現在は1.5ユーロ) の負担にとどまり、その負担も低下していくというものだ。こうしてみると、ドイツ型固定価格の有利さは群を抜いている。

さて、こうして虚構と現実の世界それぞれで勢いを増す自然エネルギーだが、肝心の日本の新エネ RPS 法が、自然エネルギー市場を虚構にしてしまわないよう、いっそうの働きかけをしていきたい

【サブトピック】

新エネ利用特措法見直しにあたって

昨年夏以降に新エネルギー部会と RPS 法評価検討小委員会が立ち上がり、5 月～6 月のパブリックコメントを目指して議論が行われている。1月末に論点整理としてとりまとめられた論点をみると、RPS 法施行以前も含めてから GEN が指摘してきた問題とオーバーラップする。ここでは、あらためて主な論点を取りあげ、来年度も含めた今後の議論の行方についてコメントしたい。

あげられている論点は次の通り。1. 義務量 (2010 年度、経過措置期間、バンキングについて)、2. 取引価格 (価格情報、最低価格)、3. 目標期間、4. 義務対象エネルギー (バイオマス燃料電池、水力、地熱)、5. 需要家の自然エネルギー利用促進、などである。

まず、義務量については、バンキング量が 21 億 kWh (2005 年度) に上っているため、経過措置期間の義務量を引き上げるべきという意見が相次いでいる。一方で、トップの導入量を誇る電力会社の達成義務率、すなわち一番少ない率を各会社の義務量とする“ラストランナー制度”であるにも関わらず、「電力各社が RPS 法遵守のため頑張っている証拠だ」(電力会社委員など)との意見もある。しかし、GEN 検証委員会での印象からは、政府も経過措置期間の義務量の引き上げを検討する意向と思われる。

より重要な論点は、法に従って行わなければならない「4 年おきに 8 年後の義務量の見直し＝2014 年の義務量の検討」であるが、こちらは本年夏以降の議論とされている。電力会社からの反対意見は強いが、目標年度の延長の議論と併せて、どれだけ高い目標値に上積みできるかが最重要課題となる。

なお、目標値の見直しは、対象エネルギーの定義の見直しにも直結する論点である。水力については「中小」規模の定義、地熱については「再生可能」の解釈についての見直しが俎上に載っている。これらが見直されると、既設の電源が新たに対象に加わるため、自動的に 2010 年およびそれ以降の義務量も見直しが必要となる。国内外で混乱を招いている「新エネルギー等」という定義を見直し、大きな流れである「持続可能な自然エネルギー」(英語では new renewables)の定義との調和が必要であろう。

大林 ミカ (GEN副代表)

GENを筆頭とする、「日本の目標値は小さい」という社会的な批判に対し、政府は「新エネ利用特措法は 2010 年に 1.35%を目標としているが、大型水力を含める欧州と同じ方法でカウントすれば遜色ない目標値」と反論している。確かに、日本の 2000 年の実績ベースでは、大型水力 8 %、新エネルギー2% (定義通り風力や太陽光などの自然エネルギーにごみ発電などを加えたもの)と、すでに 10%を達成しているが、しかし、そもそも問われているのは、“今後の増分”の落差なのである。欧州などの目標値の今後増える分には、大型水力や旧来型バイオマスが含まれず、「持続可能な自然エネルギー」が拡大対象となっている。2010 年で8ポイント増(欧州、英国)、2020年で20ポイント増を目指すドイツなどと比較すると、1.35%という増分は圧倒的に小さい。欧州と遜色ないレベルなら、2010 年で15%以上 (5ポイント増)の目標値は必要であろう。

また、太陽光の市場的支援策については、2月8日に行われた「自然エネルギー促進議員連盟」の勉強会でも、政府は、現実には存続が危ぶまれている電力の余剰電力購入メニューに期待したいと述べるのみであった。現在、GEN では、特にこの問題に焦点を当てつつ、RPS 法の改正という観点からだけではなく政策提言を検討中である。

その他注目すべき論点としては、RPS 法の義務分をさらに需要家へ価格転嫁できるような制度が必要だという主張がある。しかし、この点は、慎重な検討が必要である。第1に、RPS 法は、基本的に、電力会社を介して、需要家の公平な負担に基づく「公共政策」の原理によるものだが、これに対してグリーン電力は、需要家の自発的な選択に基づくプログラムや商品であり、本質的に異質なものである。第2に、自然エネルギーの普及の枠が、グリーン電力の枠内にとどまるとすれば、国内外のグリーン電力の普及の実態からみて、量的な制約が懸念される。したがって、公共政策であるRPS法と民間の自発的なプログラムであるグリーン電力を安易に直結せず、費用負担のあり方や公共政策の原理等に立ち返り、それぞれの仕組みの精査、他の政策、経済的措置との関連など、より深い議論が必要である。

【サブトピック】

「市民共同発電所全国フォーラム 2006inかながわ」開催に向けて

藤永 のぶよ (おおさか市民ネットワーク)

制度が整っていないから日本ではヨーロッパ型の「市民共同発電所」の普及は難しいだろうと言われていましたが、いま日本全国には太陽光を中心に 80 ヶ所近くもの市民共同発電所が動いています。前回 2004 年度のフォーラム開催にあたって行ったアンケート調査では、「共同発電所設置の動機は？」という設問に、回答のあった 30 団体のうち 29 団体が「地球温暖化防止のため」と答えています。「地球がなんだか変だ？」と気づきはじめた

人々の間で、自分たちも温暖化防止に役立つ何かに参加したい、という思いが広がっていることを実感します。

この運動発展のきっかけは、1997 年「COP3京都会議」開催にあたって市民運動として何かはじめよう！という呼びかけからです。時間が経過し運動が広がると、内容が多彩になり、資金集めの工夫も多様、行政との共同や企業との提携も始まりました。

多様な経験を持つ共同発電所オーナーや温暖化問題に関心を持つ市民が一同に会し、気候変動や京都議定書など温暖化を取り巻く最新情報を学んだり、個々の発電所の工夫や経験を交流したり、RPS法や技術など課題解決にむけた議論をする、そんな話し合いの場として、全国フォーラムを過去3回滋賀で開いてきましたが、今

年はじめて会場を関東圏に移し「市民共同発電所全国フォーラム 2006 in かながわ」を下記要領で開催します。

共同発電所オーナーのみならず、これから創ろうと思っている投資家の皆さん、ぜひご参加ください。ごあんないいたします。

- 1) 開催日 2006年3月25日(土)～26日(日)
2) 会場 地球市民かながわプラザ(あーすプラザ) : JR 根岸線「本郷台」駅改札出て左手すぐ
3) 概要 25日 全体会

- ①基調講演 和田武氏(立命館大学教授) ②分科会開催にあたって4つのテーマから ③夕食懇親・交流会
26日 分科会と全体の報告

「事業型市民共同発電所」交流会・「市民出資型共同発電所」交流会・「普及啓発・環境教育型共同発電所」交流会・「グリーン証書など関連システム(未定)」交流会 など

[GEN活動報告]

第3回新エネ利用特措法改正検討委員会報告

去る12月14日、「第3回 新エネ利用特措法改正検討委員会」が開催された。今回は「自然エネルギーへの経済支援の仕組み」をテーマに取り上げ、東京電力見学氏、日本風力開発遠藤氏、ナットソース・ジャパン船曳氏から会社を代表してではなく、個人としての立場からご発言をいただいた。電力会社の他、自然エネルギー事業者から意見を頂いた。政府からは毎回資源エネルギー庁から論点をお願いしているが、今回はヒアリング中で論点を出している段階であるため報告は遠慮したいということで、残念ながら無いということであったが、環境省地球温暖化対策課から報告をいただいた。主要論点について、その概要を記す。

● RPS法を前提とした仕組みの議論

目標の長期化、価格の安定化などの重要な論点につ

松尾 寿裕 (GEN インターン)

いて、お互いの立場を超えた議論には発展しなかったのは残念であるが、RPS法の歪みなどについて、様々な所感が述べられた。

● RPS法を前提としない仕組みの議論

見学氏からグリーン電力証書などのボランタリーな取り組みや、企業の自主的な取り組みが報告された。民主党金田議員から全消費者が平等に公平に負担する制度について産業界からの要望についての質問なども出された。総括原価主義、環境税、温暖化対策など幅広い議論に対して各個人の公共政策に関わる哲学、信条などを感じることが出来た。

詳しい内容については是非議事録を参照していただきたい。

[報告]

第14回新エネルギー部会報告

先日、1月30日に第14回新エネルギー部会が行われた。議事項目は大きく分けて2つあり、1点目がRPS法評価検討小委員会の中間報告、2点目がバイオマス熱利用に関してであった。

RPS法評価検討小委員会の中間報告については、小委員会の論点整理に基づく中間報告に対し、各部会委員が各々の意見を提案した。(小委員会の中間報告内容に関しては、議事録「論点整理」を参照) その中で、特に強く挙げられた意見が以下の二つである。

● 経過措置期間の義務量引き上げに関して

「バンキングの観点に偏って引き上げるのではなく、中長期的な新エネ普及から考えるべき」「今更、経過措置期間の義務量引き上げは困難。出来ても2006、2007年のみで効果は薄い」といった声が見られ、短期的な視点での義務量引き上げには反対の意見が多かった。

● 需要者とRPS法の関係

現状のRPS法に需要者との接点がほとんど無い事を懸念し、RPS法に需要者の役割を盛り込む事を求める

倉田 雅人 (GEN インターン)

意見が多く見られた。新エネルギー普及に関する需要者側の取り組みであるグリーン電力証書と事業者側の取り組みであるRPS法をすり合わせた総合的な施策作りを求める声もあった。

2点目の議事項目であるバイオマスの熱利用は、

☐ バイオマス熱利用推進施策について

☐ ガス事業者の取り組み

☐ 石油事業者の取り組み

の3つのテーマによる紹介を経て、意見交換を行った。それぞれの立場でのバイオマス熱利用への考え方や将来性について発表されており、3つのテーマともに取り組みの紹介としての意味合いが強く、バイオマス熱利用普及の為に省庁への提案などもされていたが、意見集約や対策・措置を考慮する性格のものではなく、敢えてこれ以上の報告はしない。本件に関して詳細を知りたい方はHP(経済産業省)で掲載されている資料に目を通して頂きたい。

